

令和3年3月9日招集

## 第2回若桜町議会定例会会議録

(令和3年3月9日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第2号	令和3年度若桜町一般会計予算	原案可決
2	議案第3号	令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
3	議案第4号	令和3年度若桜町介護保険事業特別会計予算	原案可決
4	議案第5号	令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
5	議案第6号	令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計予算	原案可決
6	議案第7号	令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計予算	原案可決
7	議案第8号	令和3年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
8	議案第9号	令和3年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算	原案可決
9	議案第10号	令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計予算	原案可決
10	議案第11号	令和3年度若桜町索道事業特別会計予算	原案可決
11	議案第12号	令和3年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算	原案可決
12	議案第13号	令和2年度若桜町一般会計補正予算(第7号)	原案可決
13	議案第14号	令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第3号)	原案可決
14	議案第15号	令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	原案可決
15	議案第16号	令和2年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
16	議案第17号	若桜町犯罪被害者等支援条例の制定について	原案可決
17	議案第18号	若桜町新型コロナウイルス感染症対応利子補助金 基金条例の制定について	原案可決
18	議案第19号	若桜町課設置条例の一部改正について	原案可決
19	議案第20号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
20	議案第21号	若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例の一部改正について	原案可決
21	議案第22号	若桜町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決

2 2	議案第 2 3 号	若桜町介護保険条例の一部改正について	原案可決
2 3	議案第 2 4 号	若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	原案可決
2 4	議案第 2 5 号	若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	原案可決
2 5	議案第 2 6 号	若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
2 6	議案第 2 7 号	若桜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び若桜町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について	原案可決
2 7	議案第 2 8 号	公の施設の指定管理者の指定(若桜町立地域福祉センター・ドリーミー) について	原案可決
2 8	議案第 2 9 号	若桜町過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決
2 9	議案第 3 0 号	若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について	原案可決
3 0	議案第 3 1 号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決
3 1	議案第 3 2 号	公の施設の指定管理者の指定 (道の駅若桜 桜ん坊) について	原案可決
3 2	議案第 3 3 号	若桜町有土地の貸付について	原案可決
3 3	議案第 3 4 号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決
	議員提出議案		
3 4	第 1 号	若桜町議会委員会条例の一部改正の一部改正について	原案可決
3 5	第 2 号	若桜町議会委員会条例の一部改正について	原案可決

## 令和3年第2回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和3年3月9日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時30分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総務課長	藤原 祐二	町民福祉課長	小林 貴之
	農林建設課長	竹本 英樹	保健センター 所長	山根 葉子
	にぎわい創出 課長	川戸 康之	ふるさと創生 課長	谷本 剛
	税務課長	前田 弥生	出納室長	上川 恭子

## 会議の顛末

本会議（令和3年3月9日）

### 議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、令和3年第2回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

### 議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### 日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において青木一憲議員、山根政彦議員を指名します。

#### 日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの11日間に決定しました。

#### 日程第3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、常任委員会に付託する請願等について、本日までで受理した請願・陳情はお手元に配布の請願等文書表のとおりです。

会議規則第92条第1項の規定により、総務産業教育民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第4「町長の施政方針」

町長の、令和3年度施政方針を求めます。

矢部町長。

### 町長（矢部康樹）

令和2年度は、台風や降雨による災害は少なかったものの、やはり新型コロナウイルスの猛威がすさまじかったと感じております。中国武漢を発信源とされるこのウイルスは、あっという間に全世界に広がり、世界の感染者数は1億2千万人と、日本の総人口に匹敵いたします。死亡者も約250万人に上り、今なお交通や観光・飲食等、様々な業種に影響を及ぼしております。

日本においても、1月7日に2回目の緊急事態宣言が発出され、2月末に首都圏を残して解除されたものの、首都圏については3月21日まで延長されることになり、今なお県をまたいだ移動や旅行がしにくい状況が続いているところでございます。

さらに、オリンピック・パラリンピックは本当にこの日本で開催できるのかといった議論も巻き起こっているところであり、島根県知事からは「現状では安心してオリンピックを開催できない」とし、聖火リレーの中止も検討するといった発言もなされ、新型コロナの収束に向けた体制を真剣に考えることの重要性を訴えられ、一石を投じられたものと考えています。

そういう中、町民の皆様には元気になってもらう、喜んでいただくような以前と同様な取組が難しく、まずは町民の皆様の命を守ることを最優先課題として新型コロナと戦い、コロナ禍を乗り越える暮らしの再生に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

さて、令和3年第2回若桜町議会定例会を招集させていただいたところ、議員の皆様にはご出席をいただき、令和3年度一般会計当初予算並びに令和2年度補正予算及び諸議案等のご審議をいただきますことに、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会に提案しております諸議案の説明

に先立ちまして、私の所信の一端を述べさせていただきます。と思います。

平成30年2月に町長選に当選させていただき、いよいよ任期4年の最終年となりました。この最後の1年は、私の任期の総まとめとして、この3年間に蒔いてきた種を芽吹かせる、または成長させていくような施策を行ってまいりたいと思うところでございます。

様々な業種に影を落とす新型コロナの影響を最小限に抑えつつ、これからお話しさせていただく施策・事業をしっかりと実施・実現してまいりたいと考えております。

まず、財源でございますが、国の地方交付税が出口ベースで17兆5千億円程度と対前年で増額が見込まれることにより、本町においても、普通交付税の総額を、前年どおりの17億5千万円を見込ませていただいております。

これに加えて、新型コロナ対策や、本年度はあまりありませんでしたが、台風や豪雨に備えた防災対策、さらに、公共交通や雇用対策、重要伝統的建造物群保存地区の指定に向けた取組などを盛り込み、一般会計の歳入歳出の総額は、前年より2億3,200万円余り増額の38億5,700万円となっております。

しかしながら、財政調整基金の取崩しや、赤字地方債である臨時財政対策債の増額など、いまだ予断を許さない状況には変わりございません。

また、町の施策においても、それぞれに多くの課題があり、財政的にもあれもこれもというような政策展開は難しくなっているところでございますので、重点的に行う事業を見極め、行政運営を行うことが大切であると考えているところでございます。

さて、来年度の政策でございます。

私の政策では、人口減少対策を最大の課題と位置づけ、人口がある程度減少しても、元気な若桜町を創出していくことを目標に行っ

てまいりました。

まず、「若者が住みたくなるまちづくり」について、移住定住対策や起業への支援、子育て支援や教育の充実などを重点的に進めてまいったところでございます。現在、本町では、近年、様々な方が店舗を開設され、活気あるまちになってまいりました。新型コロナの影響で、新たな起業や開業のような動きは鈍くなってきてはおりますが、今を好機と捉え、アフターコロナを目指したまちづくりの応援をしていきたいと考えております。

その1丁目1番地が、特定地域づくり事業でございます。これは、協同組合を設立して就業希望者を雇用し、雇用した職員を地域の職場に派遣するものでございます。

各事業所の仕事を組み合わせ、年間の仕事を創出する調整も協同組合が行ってまいります。事業所単位では、年間を通じた仕事がないとか、人件費が捻出できないなどの理由で雇用の機会が失われているケースを救うもので、なおかつ、給与水準も確保されるものでございます。

これにより、町内の働き場所も確保されることになり、若者を雇用していく土壌になることを期待しております。令和3年4月には協同組合を立ち上げるよう準備を進めております。

また、学生の方にも本町に住みたいと思ってもらえるように、鳥取環境大学との連携を考えております。鳥取環境大学とは、これまでもお付き合いをさせてきていただいておりますが、このたびは、鳥取環境大学と協定を結び、空き家を大学側に提供を行い、大学側に空き家の改修をしていただくとともに、そこに大学生がシェアハウスとして住んでいただくことを考えております。

これにより、空き家の利活用と大学生の移住、さらには大学生による学習塾など、大学生のアルバイト先の確保なども行っていこうとするものでございます。

教育では、ICT教育の充実を訴えさせていただいておりますが、GIGAスクールの推進により、一人1台のタブレット端末等を見童生徒に持たせることも可能となり、これからの時代の最先端を若桜学園の子どもたちに提供していきたいと考えております。

さらに、国がデジタル化の推進を訴えているところでございますが、単町で取り組むには無駄も多く、膨大な費用がかかるものと推測しているところでございます。そのため、東部の1市4町でその検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、「高齢者の皆さんが健康で生きがいを見つけながら、安全安心に暮らせるまちづくり」ということで、公共交通の充実、健康や生きがいづくりに取り組むものでございます。

公共交通においては、新型コロナの影響が直撃しており、既存の生活路線や高速バスについては、いつ再開されるかも分からない状況が続いております。

しかしながら、昨年、吉川において地域コミュニティタクシーを開設したところ、利用者も多いときで月に120人とまずまずの成果も出ており、住民の皆さんには大変喜んでいただいております。これを継続していくとともに、さらに拡大していくために、この事業を実施していただける地域を新たに募集することとしております。

また、長年にわたり、諸鹿線やスクール便の運行を続けてこられたワーカーズコープ様が諸事情により撤退されることになり、その代替をタクシー会社にお問い合わせしようと考えております。住民の移動手段の確保は、喫緊の課題であり、ご不便をかけることのないように全力で進めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、長らくわかさ氷ノ山トンネルの残土置き場として利用されていた氷太くんに隣接する広場の利活用として、多目的グラウンドを整備していきたいというふうにご

とるところでございます。

地域の方々のイベント・行事の場や子どもたちのサッカー、アメフトやマーチングバンドの合宿、さらにはウインタースポーツの開閉会式場、クロスカントリーのスタート・ゴール地点など、様々な用途が考えられますので、ぜひ、早期実現に努めてまいりたいと考えております。

防災対策では、新型コロナを考慮しつつ、各種補助金を活用し、各公民館に避難所初動キットの設置などを進め、引き続き安全安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。また、自主防災組織の立ち上げや、昨年から取り組んでおります避難スイッチ事業も引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、県と一緒に、停電の原因となります道路沿線の樹木の管理についてもモデル事業を立ち上げ、関係機関とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。また、地元要望のある町道等の新設・補修なども、住民の方々の生活に影響を及ぼすものであり、補助金等を活用しながら、できる限り早急に対応できるよう整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、新型コロナ対策は絶対条件であり、特にリスクの高い高齢者へのワクチン接種は、スムーズに進めていく必要がございます。現在、コールセンターの開設や接種券の送付など、鋭意準備を進めているところでございます。接種の日時や場所等が決まりましたら、皆様にお知らせしていきたいと考えているところでございます。

そして、多くの皆さんが接種をしていただき、集団免疫力をつけることによって、感染防止を図っていききたいと考えております。

また、4月からは、新型コロナワクチン接種緊急プロジェクトチームをつくり、ワクチン接種に向けて万全の体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

次に、「にぎやか創出のまちづくり」ですが、まちづくりや観光、国際交流、インバウンド対策などを推進していくものでございます。

かねてより町民の皆様からご要望が多かったコンビニエンスストアを、道の駅の敷地内に建設するよう予算も計上させていただいております。

これは、若桜学園の児童・生徒が使う文房具の販売、高齢者の方を含めた一般の方が必要なときに必要なものが購入できる、または公共料金をいつでも払い込みができるなど、生活の利便性を高めるものでございます。

これにより駅周辺は、本町の玄関として、にぎわいと生活の拠点としての機能を持ったエリアになっていくものと期待しているところでございます。

まちづくりについては、昨年より住民有志の方の参加を得て、未来ビジョンプロジェクトを実施しているところでございます。委員になっていただいている住民の方々により、未来ビジョンの内容の実現に向けて、いろいろな提案をしていただいているところでございます。引き続き企画実施について、町としましても応援してまいりたいと考えております。

また、本町は、若桜鉄道や若桜駅をはじめ、町並みや氷ノ山、不動院岩屋堂、さらに星空保全地域に指定されるなど、多くの観光資源に恵まれており、そこに観光客を呼び込むことは、商工産業や観光産業にとって大変有意義なことであり、国内外からの観光客誘致に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、来年度は重要伝統的建造物群保存地区の指定が行われる予定でございます。伝統的建造物を守り、住みやすいまちづくりを行っていくことは当然のこととして、それを利活用し、多くの方々に若桜においていただき、知っていただく良い機会ともなります。若桜の価値を高める指定でございまして、

国内外に向けて発信し、多くの観光客の皆さんにおいでいただけるようにしていきたいと考えているところでございます。

氷ノ山においては、昨年の雪不足による影響を跳ね返すぐらい、多くのスキー場の利用者が今年度はございました。また、スキー場やキャンプ場は、新型コロナの影響をあまり受けないというようなことも分かりましたので、引き続き、年間を通じて楽しめるリゾート地として、新たな発想を取り入れながら、新しい氷ノ山の創出を目指してまいりたいと考えております。

交流の分野では、新型コロナの影響をもろに受けており、海外や国内においても行き来がままならない状態が続いております。今後は、来るべきアフターコロナに向けて、交流の芽を摘むことなく、韓国や台湾、さらには国内の交流先と連携を取り合って振興を育んでまいりたいと思っております。

また、新年度にはコロナ禍でも比較的交流しやすい県内の自治体とも交流を深めていく所存でございます。

最後に、「農業・林業の振興によるまちづくり」でございしますが、こちらは、米やエゴマの栽培を推進していくとともに、再造林の拡大と路網や森林整備を図り、雇用を創出していくものでございます。

がんばる地域プラン事業の中に位置づけられております、米の乾燥・精米施設については、本年度完成することができました。今後は、若桜米のブランド化と生産量に応じた販路開拓を進めていくことが重要だと思っております。若桜のお米がすばらしいのは周知の事実というふうに思っておりますので、施設の利益が出るよう、販売促進にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

エゴマについては、エゴマが体にどのようなのかを体験モニターなどで実証し、再度、健康食品として販売することが大切であるとと考えております。そして、市場の動向を



よく見ながら、エゴマ油の効果を前面に出して、積極的に売込みを行うなど、販路開拓に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、29(にく)工房は、単体の施設としては、エゾジカの北海道を除き、ジビエの生産量日本一を誇る施設であり、大変期待しているところでございます。無限の可能性を感じるジビエを積極的に売込み、「若桜のジビエ」として町おこしにもつなげてまいりたいと考えているところでございます。

林業につきましては、昨年度から森林環境譲与税が交付されているところでございますが、同様に森林環境譲与税を交付されている都市圏との交流を図るなど、その用途についても、十分検討してまいりたいと考えております。

また、森林(もり)づくりや森林資源の有効活用を目指すべき方向性及びその実現に向けた戦略を示す「わかさ森林(もり)づくりビジョン」が完成間近ですが、やはり町民の皆さまにご理解をいただくことが大切だというふうに思っております。そのための取組を引き続き行ってまいりたいと考えております。

そして、誰もが楽しく、活気のある、また住みやすい若桜町の創出に全力を尽くしてまいり所存でございます。

若桜町は少子高齢化や人口減少問題など、多くの重要課題が山積しております。その課題を解決していくためには、役場だけではなく町民の皆さまのお力添えが必要です。未来ビジョン委員会でも、数少ない若い人が頑張っており、いろいろなアイデアを出し、実行していただいております。

町民が、住みやすいと思われる地域、住民が活躍できる場がある地域をつくるのが、高齢者の生きがいつくりや移住定住につながっていく近道ではないかとも考えているところでございます。

そのような意味で、町民の皆さまと力を合

わせ、知恵を絞り、町政を進めてまいりたいと考えております。もちろん議員の皆さまのお力添えもお願いし、若桜町が一枚岩でしっかりと手を組んで、任期の残り1年を全力で励んでまいりたいと思いますので、ぜひご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

私の町政に対する基本方針及び政策は以上でございます。

## 議長（川上守）

以上で、町長の施政方針を終了します。

## 日程第5「教育行政基本方針」

教育長の、令和3年度教育行政基本方針を求めます。新川教育長。

## 教育長（新川哲也）

先ほど、矢部町長が町政運営に当たっての所信を述べられました。私はこの施政方針の基本を踏まえ、教育行政の主要な施策について、その一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

新型コロナウイルスの影響により、この1年の間、学校では、臨時休校や教育活動の自粛、行事の制限、さらにスポーツ大会の中止など、様々な制約を余儀なくされてきました。

このような中においても、若桜学園では、感染予防に十分配慮し、様々な教育活動の実施やICTを活用した学びの提供など、創意工夫を凝らした取組を進めてまいりました。

平成24年に小中一貫教育校としてスタートした若桜学園は、開校10年という節目の年を迎える年となりました。若桜学園の歩みも新たなステージを迎えます。教育委員会では、これまでの教育施策の成果や課題を、整理・検討するとともに、未来を担う子どもたちが変革期にある社会を生き抜くための必要な力を身につける学びを確実に進めてまいりたいと考えております。

それでは、若桜町教育プランの5つの基本

目標に沿ってご説明を申し上げます。

初めに、「確かな学力を育む教育の推進」についてであります。若桜学園では小中一貫教育の実践や蓄積を生かしながら、子どもたち自ら未来社会を切り開くための資質・能力を育み、小中一貫校の強みを生かした学びの創造や授業改善にさらに取り組んでまいります。

また、新学習指導要領全面実施に伴い、タブレット端末などICTを積極的に学習に活用し、友達と関わり合いながら自らの学びを深める学習と、個に応じた課題を解決するため、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による基礎基本の定着に努めてまいります。

特に学力の向上については、全国学力・学習状況調査の結果や、令和3年度から実施される鳥取県学力・学習状況調査の結果から本町の課題を明確にし、その解決に向けた授業改善や教員の指導力向上など、児童生徒一人ひとりに、より分かりやすい授業づくりによる、確かな学力を育む教育の充実に努めてまいります。

2点目の「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」であります。若桜学園では、9年間の小中一貫教育の中で、異学年交流による縦割り班活動や学校外の多くの人々との交流を通じて、他人を思いやる心や生命や人権を尊重する心、若桜を愛する心などを育み、豊かな人間性や社会性を育成する心の教育を推進いたします。

また、ふるさとキャリア・パスポートを活用して、ふるさとに誇りと愛着を持ち、将来の地域を支える人材を育て、ふるさとに根差し、グローバルな視点で考え、自分の夢に向かって行動できる人材の成長を支えてまいります。

例えば6年生の総合学習の取組として、2月18日にさくらホールで開催された「子どもシンポジウム」において、6年生14人がそれぞれ5つのグループに分かれ、若桜町の

課題を自分たちで調査・研究し、地域資源を活用し、課題解消に向けた提案や活動事例について、パワーポイントを使って分かりやすくプレゼンテーションしています。自分の住む地域のすばらしさや魅力を知ること、地域への愛着を持ち、ふるさとの課題解消のために自分たちができることを考え行動する、このような実践的な教育を通して、子どもたちが課題解決力を身につけることを期待しております。

一方で、児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化している今日、いじめ問題や不登校問題に、的確に対応することが求められています。このような中、新たに学校不適應の児童生徒のための学習指導員を配置し、学習相談や学習支援の充実を図ってまいります。

また、引き続きスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添いながら、保健センターと連携するなど、児童生徒の様々な課題を早期に発見し、支援する教育相談体制を強化してまいります。

次に、「子どもたちを支える教育環境づくり」であります。若桜学園では国のGIGAスクール構想に基づき、ICT環境の整備を着実に進めてまいりました。一人一台のタブレット端末の導入と高速通信ネットワークにより、教育現場において、日常的にICTを活用できる環境が整うことから、個別最適化された学びと、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、効果的に活用してまいります。

また、多様化する課題を抱える学校をサポートするため、学校を核として地域と学校が連携・協働し、地域の特色を生かした授業を展開することで、町全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するため、地域とともにある学校づくりを目指す学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールの設置と、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を進めてまいります。

次に、「ライフステージに応じて学び続ける生涯教育の推進」についてであります。人生100年時代の到来を迎えている今日、全ての人々が学びを通じて、楽しく元気に豊かで潤いのある生活を送ることができるよう取組を進めてまいります。

公民館や生涯学習情報館では、人と人、人と地域をつなぐ学びの拠点として、講演会、各種講座の開催やサークル活動の支援など、いつでもどこでも学べる環境整備に努めてまいります。

人権教育では、誰もが安心して暮らせる差別のない社会を築くために、あらゆる差別解消に向けた人権意識の向上、人権教育の自立を図るため、「若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画」の改定に取り組むとともに、関係機関と連携した啓発活動や相談体制の充実を進めてまいります。

最後に「文化、芸術、スポーツの振興」についてであります。若桜町の貴重な伝統文化・芸術などのすばらしさを町民の皆様にご覧いただき、親しみを感じていただけるよう取組を推進してまいります。

若桜宿内の歴史的町並み保存については、去る2月22日に、伝統的建造物群の地区を決定し、24日に保存・活用計画の告示を行いました。その上で、3月3日に文部科学大臣に重要伝統的建造物群保存地区選定の申入れを行ったところでございます。

国の審議を経て夏頃には選定の決定がなされるものと考えておりますが、いずれにしても、本町の貴重な歴史的町並みの保存や地域の活性化につながるような、一層の周知を図り、住民の皆様にご理解とご協力をいただけるよう、情報発信に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、各種スポーツ大会や教室の運営など、若桜クラブや体育協会等との連携を深めるとともに、「東京2020オリンピック・パラリンピック」を契機に、改めてスポーツの魅力に触れていただ

き、誰もがスポーツの楽しさ、すばらしさなど、いつでもどこでも気軽に参加できる機会の提供に努めてまいります。

以上、令和3年度の主な取組の概要を説明させていただきました。子どもたちに夢や希望を持つことのすばらしさ、感謝の心など、人の生き方として大事なことを伝え、これからの変化の激しい社会の中で、よりよい人生を送れるよう、力を育成するとともに、若桜で生まれ育って良かったと言えるような子どもたちの育成に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

#### 議長（川上守）

以上で、教育長の教育行政基本方針を終ります。

#### 日程第6

令和3年度 若桜町一般会計予算を議題とします。

理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

施策方針でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症では、ワクチン接種の段階に入っております。4月中には、本町においてもワクチン接種を始めてまいりたいと考えておりますが、ワクチン供給に遅れも出ており、今後の動向は不透明なところも多いのが事実でございます。

全世界の感染者は既に1億2千万人に迫り、日本においては約44万人の方が感染され、亡くなられた方も8千人を超えておられます。ワクチンを打ったからといって感染しないわけではないことはご存じのこととは思いますが、重症化や死亡率は確実に下がると聞き及んでいるところもでございます。特に、高齢化率の高い本町においては、多くの方に接種していただき、命と暮らしを守っていくことが重要だと考えております。

オリンピックやパラリンピックも元気を与えてもらえるイベントであります。そのため、今は全力で、この新型コロナウイルスを抑え込むことが第一に考えるときではないかと考える次第でございます。

また、先日、若桜学園において開催されました「若桜子どもシンポジウム」に参加させていただきました。5つの提案を聞かせていただいたのですが、子どもらしい柔軟な発想で、心が表れる気がいたしました。特に子どもたちの「若桜をきれいにしよう、明るくしよう、よくしていこう」という気持ちがひしひしと伝わってくるものでございました。

我々も、しっかりとそれぞれの仕事を見つめ、本当にやるべきことは何か、住民が求めているものは何か、本当に困っているのは誰かなど、素直な気持ちで考えて、本質を見つめ直すことも必要ではないかと思ったところでございます。

また、2月28日には、氷ノ山スキー場でお客様感謝祭が開催されました。新型コロナの影響でイベントはことごとく中止され、家に閉じこもることが多い中、屋外でのイベントは新鮮なもので、多くのお客様にご来場いただきました。皆さんの顔も笑顔にあふれ、改めてコロナ禍でもできることはあると実感したところでございます。

スキーシーズンは終盤ではございますが、最後までお客様へのおもてなしの心を持って取り組んでいくことが今後につながってまいるものというふうに考えておるところでございます。

それでは、議案第2号 令和3年度若桜町一般会計予算につきまして、その概要をご説明させていただきます。

令和3年度一般会計当初予算につきましては、昨年度の歳入歳出予算総額36億2,500万円に対しまして、2億3,200万円、6.4%増額の、総額38億5,700万円を計上いたしております。

それではまず、歳入の主なものについてご説明いたします。町税が2億3,123万2千円でございます。前年対比3.8%の減、予算総額に占める割合は6%となっております。

町税のうち、市町村たばこ税につきましては前年度に比べ26万5千円の増額を見込んでおりますが、その他の税目につきましては減額見込みであり、総額908万6千円の減額となっております。

次に、地方交付税につきましては、算定の基礎となる国勢調査による人口の減少が想定されますが、国の主要財政計画においては、その財源として、対前年度約8,500億円増の17.4兆円が確保されていることから、昨年度と同額の19億円を見込んでおり、予算総額に占める割合は49.3%となっております。

次に、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金などの増加を見込んでおり、総額2億9,810万円、対前年比24%の増、県支出金では、衆議院議員選挙費委託金の純増のほか、農林水産業費補助金が対前年比3,467万1千円増となるなど、総額3億1,007万2千円を計上しております。

財産収入は、町有林売払い代金の純増などにより、総額1,745万3千円を見込んでおり、対前年441万9千円、33.9%の増額となっております。

繰入金は、財政調整基金、公共施設等整備基金、森林整備促進基金等からの繰入れが増加したため、対前年1億113万7千円、率にして60.1%と大幅増の、2億6,944万4千円を計上しております。

町債は、臨時財政対策債、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債など、その他の起債と合わせまして5億2,137万6千円を計上しており、対前年比7.9%の増としております。その他、地方消費税交付金をはじめとした各種交付金、使用料及び手数料、寄付金、

諸収入などをもって予算措置をしております。

町税、使用料及び手数料及び財産収入などの自主財源の予算総額は7億1,188万8千円で、予算総額に占める割合は18.5%となっております。

次に、歳出でございますが、主な事業について予算科目ごとにその概要をご説明いたします。

はじめに議会費では、各常任委員会などの調査研究に要する経費、議会だよりの発行費用などを計上しております。

総務費では、行政運営を行っていくための総括的な経費及び地方創生の取組を進めるために必要な費用を計上するとともに、自治会・コミュニティ活動の振興、特定地域づくり事業、若桜鉄道の利用促進や軌道等施設の管理、町営バス運行、共助交通の実証実験などをはじめ、地域の振興、活性化及び住民自治に関する費用のほか、町長・町議会議員選挙、衆議院議員選挙に関する経費を計上しております。

なお、事務の効率化を図るため、これまで各費目にわたり計上しておりました総合行政システムに関する経費については、令和3年度から一本化いたしております。

民生費では、地域福祉事業や高齢者福祉事業、障がい者福祉事業に関する費用、敬老会の開催、三世代居住支援金や出産祝い金、子育て応援給付金、わかさこども園や子育て支援センターの運営費用、生活保護費など、地域福祉と少子化対策、子育て支援の充実のための費用を計上いたしております。

衛生費では、資源ごみ回収やごみ減量化推進のための環境衛生事業、ゴミ収集や処理を行う塵芥処理対策事業、インフルエンザや肺炎などの予防事業、各種がん検診や特定健診などの健康増進事業、計画的に簡水施設の統合を実施する簡易水道事業特別会計への繰出金など、住民の健康づくり及び保健衛生、環境衛生の推進を行うための経費を計上いたし

ております。

農林水産業費では、中山間地域の農地を守るための、中山間地域等直接支払制度事業や農地中間管理事業、耕作放棄地解消対策事業、本町の豊かな資源を活用した特産品の研究・開発・販売支援事業、鳥獣被害対策と獣肉解体処理施設の管理運営委託など、中山間地農業の活性化、地域資源を活かした若桜ブランドの確立など、農業に関する費用のほか、地籍調査事業、若桜材需要拡大推進事業や森林整備、林道事業などの林業振興、森林の活性化に必要な経費及び水産業の振興を図る経費を計上しております。

商工費では、おもちゃ館運営費の助成などの商工業にぎわい創出事業や若桜町商工会に対する支援、観光協会への支援をはじめ、観光客の増加を促すPRやイベントの開催、ジビエ振興、氷ノ山の在り方の検討や氷ノ山の集客促進事業、道の駅及び氷ノ山関連施設、駅前店舗の指定管理など、商工業の振興と地域の活性化、恵まれた観光資源を活かした観光客の増加を図るための費用のほか、テイクアウト事業及びバーベキューに対する支援、小規模住宅改修事業を継続するとともに、公設民営のコンビニエンスストア整備に関する費用を計上いたしております。

土木費では、消雪施設の調査・点検、改修や除雪車購入及び町道補修などの道路維持、町道整備に係る工事費、用地費、補償費や橋梁補修事業などの町道新設改良事業、定住促進のための若者住宅や町営住宅の管理、中之島公園など住民の憩いの場の維持管理など、道路、住宅などの社会基盤の整備、所管に関する施設の適正な維持管理を行うための費用などを計上させていただいております。

消防費では、東部広域行政管理組合への負担金、八頭消防署若桜出張所の建て替えに伴う造成工事、消防団、自警団の活動経費や自衛消防組織の育成費、移動系防災無線の更新に係る設計費を新たに加えた防災・災害対策

に係る経費など、安心安全の暮らしを守る地域防災力の強化、災害に強いまちづくりのための費用を計上いたしております。

教育費では、事務局費、学力向上支援事業、外国青年招致事業など、教育行政を推進する総括的な費用のほか、若桜学園の管理運営費、高校生の通学費助成の拡充、適応指導教室運営事業、奨学資金の貸付けなど、教育の振興、保護者の負担軽減などに関する費用を計上いたしております。

また、社会教育費においては、人権・同和教育の推進、社会教育団体や青少年育成事業及び氷ノ山寿大学などの生涯学習事業、放課後児童クラブや地域学校共同活動事業、重要伝統的建造物群保存地区選定や、町誌編さんなどの文化財保護事業、公民館や郷土文化の里及び生涯学習情報館など、社会教育施設の管理運営など、社会教育や生涯学習や歴史・文化の保存活用を推進するための費用を計上いたしております。

保健体育費では、総合型スポーツクラブ「若桜クラブ」の支援、スポーツ少年団、体育協会への支援、八幡広場や温水プールなどの体育施設の管理運営など、体力づくり、生涯スポーツを推進するための予算を計上いたしております。

以上、主な施策についてご説明いたしました。「若者が住みたくなるまちづくり」、「高齢者の皆さんが健康で生きがいを見つけながら安全安心に暮らせるまちづくり」、「にぎやか創出のまちづくり」、「そして農業、林業の振興による元気なまちづくり」の施策を予算に計上しております。そして積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、第2条の債務負担行為につきましては、「第2表 債務負担行為」のとおり、事項、期間及び限度額を定め、第3条の地方債では、「第3表 地方債」のとおり、過疎対策事業債などそれぞれの限度額を、第4条では、一時

借入金の借入最高額を4億円と定めております。

また、第5条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により定めさせていただいております。

以上、予算の概要につきましてご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第2号 令和3年度若桜町一般会計予算は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第8条第1項の規定により、本会議終了後、予算審査特別委員会を全員協議室に招集いたします。

暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

### 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第7

議案第3号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第4号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第5号 令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号 令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号 令和3年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第9号 令和3年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第10号 令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第11号 令和3年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第12号 令和3年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を、一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第3号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、4億3,429万8千円でございます。この会計は、被保険者に必要な保険給付と一次予防のための保険事業を行うものでございますが、保険給付費の算定につきましては、前年度の給付見込みを基に、過去の給付費実績等も勘案して算定しております。

また、特定健診、人間ドック、脳ドックなどの保険事業費及び国民健康保険事業費納付金を計上しております。財源につきましては、保険税、県支出金、繰入金などで措置しております。

また、第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により定めております。

続きまして、議案第4号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、7億809万7千円でございます。この会計は、被保険者に必要

な介護サービスを提供するものでございますが、介護保険給付費の算定に当たりましては、これまでの給付実績や被保険者のニーズ等を勘案した、各介護サービス等の給付額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては保険料、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金などにより措置しております。また、第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により定めております。

続きまして、議案第5号 令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、5,766万7千円でございます。この制度では、被保険者から納入された保険料を、保険者であります鳥取県後期高齢者医療広域連合へ納付することになっており、歳出は、その納付金及び事務費で構成されております。

なお、事務費及び保険料軽減に係る納付金の財源につきましては、一般会計からの繰入金で措置しております。

続きまして、議案第6号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、3億297万8千円でございます。本年度も、若桜簡易水道統合に伴う測量設計と施設の統合整備工事を予定してございまして、その事業費が主なものとなっておりますが、そのほか、施設維持修繕や漏水調査、地方公営企業法適用化に向けた経費などを計上しております。

これらの財源といたしまして、水道使用量、国庫支出金、町債、一般会計繰入金などで措置しております。また、第2条の地方債につきましては「第2表 地方債」のとおり、限度額を定めております。

続きまして、議案第7号 令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、1億5,348万3千円でございます。歳出では、菴米処理区と若

桜処理区を統合するための実施設計業務及び公共下水道施設の維持管理経費などを計上しており、これらの財源としまして、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などで措置しております。

また、第2条の地方債につきましては、「第2表 地方債」のとおり限度額を定めております。

続きまして、議案第8号 令和3年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、6,215万3千円でございます。歳出では、池田地区、吉川地区の各施設の維持管理費と地方債元利償還金などを計上しており、これらの財源は、使用料及び手数料と一般会計繰入金で措置しております。

続きまして、議案第9号 令和3年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は55万6千円でございます。対前年比85.9%の大幅な減額となっておりますが、これは、区画造成した住宅用地が完売したためでございます。

歳出におきましては、造成時に借入れました地方債の償還金及び一般会計への繰入金を計上しており、財源は、土地貸付料で措置しております。

続きまして、議案第10号 令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は797万9千円でございます。歳出は、造林事業委託料と事務費であり、財源は公団と財産区の負担金を持って措置しております。

続きまして、議案11号 令和3年度若桜町索道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は3,540万8千円でございます。この会計では、指定管理者制度の下で、利用料金を指定管理者が収受し、本会計に納付金を受領する予算を計上しております。

なお、施設の整備につきましては、町が実施することとなっております。令和3年度は、経

年劣化しております折返滑車の整備や脱索検出装置の更新を予定しております。

このほか、維持管理費及び事務費などを計上し、これらの財源としまして、繰入金、諸収入、町債で措置しております。第2条の地方債につきましては「第2表 地方債」のとおり限度額を定めております。

続きまして、議案第12号 令和3年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は90万円でございます。住宅新築資金等貸付金の徴収金を一般会計へ繰り出すよう予算措置しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第12号までの10議案は、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託の上、会期中に審査をしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第12号までの10議案は、予算審査特別委員会に付託の上、会期中に審査することに決定しました。

#### 日程第8

議案第13号 令和2年度若桜町一般会計補正予算（第7号）、議案第14号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案15号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第16号 令和2年度若桜町財産区造林事



業特別会計補正予算（第1号）を、一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第13号 令和2年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,585万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、42億6,777万5千円とするものでございます。

地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費」のとおりとし、債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」、地方債の変更は「第4表 地方債補正」のとおりでございます。

まず、歳入の概要につきましてご説明いたします。地方譲与税では、森林環境譲与税の実績見込みにより9千円を追加いたしました。

分担金及び負担金につきましては、保育料や広域入所委託料など、その他の補正と合わせて31万1千円追加いたしました。国庫支出金では、社会資本総合交付金を減額し、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金を追加するなど、その他の補正と合わせて、総額365万3千円を減額いたしました。

県支出金では、市町村創生交付金や移住定住推進交付金などの各種補助金等について実績見込みにより再算定し、総額3,010万円減額いたしました。

寄附金では、指定寄附金として、ふるさと納税寄附金を900万円追加いたしました。

繰入金では、財政調整基金等各種基金繰入金について、実績見込みにより調整し、総額8,228万円を減額いたしました。

諸収入では、清算金を20万3千円追加するなど、その他の補正と合わせて、総額

26万8千円追加いたしました。町債では、過疎対策事業債など、財源充当した事業の実績見込みにより調整し、総額2,940万6千円を減額しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。職員の人件費の補正を各費目にわたり行っており、総額508万2千円減額いたしました。

議会費では、議員期末手当を減額するなど、その他の補正と合わせて、総額74万2千円減額いたしました。総務費では、国際交流事業や地域おこし協力隊設置事業、バス運行事業など、各事業について実績見込みにより調整し、総額4,712万5千円を減額いたしました。

民生費では、実績見込みにより、老人保護措置事業や敬老事業など、各事業について実績見込みにより調整を行い、総額885万4千円を減額いたしました。

衛生費では、実績見込みにより、塵芥処理対策事業を383万円減額するとともに、新型コロナウイルスワクチン接種事業に1,251万2千円追加し、人件費の補正と合わせて総額847万3千円を追加いたしました。

農林水産業費では、地籍調査事業や森林整備事業など、各事業の実績見込みにより、総額5,679万円を減額しております。

商工費では、実績見込みにより、各事業費を調整し、総額1,532万5千円を減額いたしました。

土木費では、大雪に伴う除雪経費の増額により、道路維持費に1,379万5千円を追加するとともに、町道新設改良事業や中之島公園管理事業を、実績見込みにより減額するなど、その他の補正と合わせて、総額69万8千円減額いたしました。

教育費では、実績見込みにより、若桜学園管理費やスクールバス運行事業を減額するなど、その他の補正と合わせて、総額1,267万9千円を減額いたしました。

なお、歳入歳出の総額を調整し、予備費を211万1千円減額しております。

続きまして、議案第14号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ125万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6,692万6千円とするものでございます。

歳入におきましては、実績見込みにより、国民健康保険税を144万2千円減額し、県支出金及び繰入金にそれぞれ15万9千円、2万6千円を追加いたしました。

また、歳出におきましては、総務費に共同処理手数料として2万6千円を追加するとともに、国民健康保険財政調整基金を144万2千円減額、保険給付費では、一般被保険者療養費の増額に伴い、15万9千円を追加いたしました。

続きまして、議案第15号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ345万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,823万3千円とするものでございます。

このたびの補正は、実績見込みに伴う補正であり、歳入の後期高齢者医療保険料と、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ345万2千円減額するものでございます。

続きまして、議案第16号 令和2年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ787万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を200万7千円とするものでございます。

今回の補正は実績見込みに伴う補正で、歳入では公団造林負担金を、歳出においては農林水産業費をそれぞれ787万9千円減額いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第9

議案第17号 若桜町犯罪被害者等支援条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第17号 若桜町犯罪被害者等支援条例の制定について、でございますが、これは、犯罪被害者等基本法に基づき、町が実施する犯罪被害者等への支援に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第10

議案第18号 若桜町新型コロナウイルス感染症対応利子補助金基金条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第18号 若桜町新型コロナウイルス感染症対応利子補助金基金条例の制定について、でございますが、これは、新型コロナウ

ウイルス感染症の影響により収入が減少した町内事業者へ、無利子で融資を行う金融機関に交付する利子相当額の補助金の財源とするための基金を設置することに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第11

議案第19号 若桜町課設置条例の一部改正について、議案第20号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第21号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第19号 若桜町課設置条例の一部改正について、でございますが、これは、若桜町総合戦略を的確に遂行するため、役場組織の見直しを行い、効率的で効果的な事務執行体制を構築するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第20号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、行政職給料表級別職務分類表に新たな職名を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第21号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、

令和3年6月以降の、会計年度任用職員に対する期末手当の支給割合について、若桜町職員の給与に関する条例に規定する支給割合を適用するため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第12

議案第22号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第22号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、でございますが、これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第13

議案第23号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第23号 若桜町介護保険条例の一部改正について、でございますが、これは、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の期間を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第14

議案第24号 若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第25号 若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第24号 若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、でございますが、これは、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第25号 若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

の一部改正について、でございますが、これは、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第15

議案第26号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第26号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、犯罪被害者等基本法に規定する犯罪被害者等を、町営住宅の入居者の資格に加えるため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第16

議案第27号 若桜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び若桜町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条

例の廃止について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第27号 若桜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び若桜町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について、でございますが、これは、消防団員に対する退職報償金及び賞じゅつ金の支給事務について、令和3年度より鳥取県町村総合事務組合が処理することとなったため、当該条例を廃止するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第17

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町立地域福祉センター・ドリーミー）について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町立地域福祉センター・ドリーミー）について、でございますが、これは、若桜町立地域福祉センター・ドリーミーの指定管理者に、社会福祉法人 若桜町社会福祉協議会を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第18

議案第29号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第29号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、でございますが、これは、本計画の事業の追加を行い、これらの財源として過疎対策事業債を充当するため、本計画の変更を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時54分 散会